

第7章

計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 組織体制

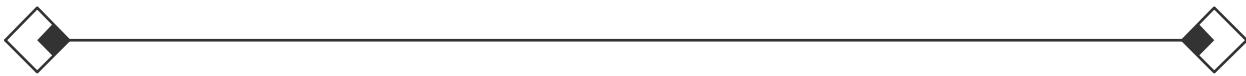
高齢者施策は、保健、医療、福祉、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくためには行政全般にわたる取り組む体制を強化し、関係機関との連携強化にも努めます。

また、保健、医療、福祉、教育などの関係機関、市民や高齢者団体、NPO、介護サービス事業者の代表者等で構成する施策推進のための組織の設置を検討します。

(2) 計画の進行管理

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ①計画の進捗管理については、「志木市老人保健福祉計画審議会及び志木市介護保険事業計画策定委員会」が、計画の進捗状況の評価・点検を行います。
- ②サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の質的な評価を行っていくよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価など質的なデータの収集・整理に努めます。
- ④3年ごとの見直しの時点では、市民や高齢者団体などを含め関係分野から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。



2 人材の養成・確保

高齢者の自立生活を支援し、また、生きがい活動や社会参加などの多様なニーズに対応していくには、公共の専門的な保健・福祉サービスとともに、地域住民等による身近で日常的な活動も重要となります。また、高齢者の多様なニーズとサービスを結び付け調整する機能・人材の養成・確保も重要となります。

(1) ホームヘルパー等の養成

増大が見込まれる介護需要に加えて、虚弱な高齢者等の自立支援などホームヘルパーの活動は内容的にも多様化が進むと思われます。県、社会福祉協議会等関係機関と連携しながら、ホームヘルパー、地域福祉権利擁護事業における生活支援員、寮母等、保健・福祉マンパワーの養成・確保に努めます。

(2) 保健・福祉専門職の確保

介護予防・リハビリ等が重要視され高齢者介護が総合化・高度化していく中で、介護支援専門員、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士等、保健・福祉分野における専門職の重要性は必然的に高まっています。増大する需要に対してこれらの人材が不足することのないよう、県及び大学、専門学校との連携を図りながら確保に努めます。

(3) 職員の資質向上

総合的な高齢者プランの推進のために、専門的な職員研修等を通じて、相談対応等に携わる職員の資質向上を図ります。

また、地域密着型サービス等の質の向上を図るため、事業所の指導・監査を行う専門性の高い職員の養成にも努めます。

(4) 住民活動・ボランティア団体等の人材確保支援

専門的なサービスとともに、見守りなど市民による身近で日常的な支援が非常に大切です。より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう、社会福祉協議会等と連携して、各地域や市民団体等の人材確保の支援に努めます。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と地域福祉計画及び地域福祉活動計画との関係

「個人の尊厳の保持」と「地域福祉の推進」を地域の中で具現化するために、地域福祉計画と志木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が策定されています。地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳をもった社会参加なども含めた、自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくることを理念としています。介護予防や高齢者の社会参加、生きがいづくりを市民参画と地域社会ぐるみで取り組んでいますが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、地域福祉計画の内包計画として位置づけていきます。

なお、地域の特性を生かし、地域で取り組まれている地域福祉活動を推進するためには、志木市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の取り組みなど、地域での様々な活動との連携を一層強化していきます。

4 市民主体のサービス提供のための情報提供・相談体制等の整備

(1) 情報提供の充実

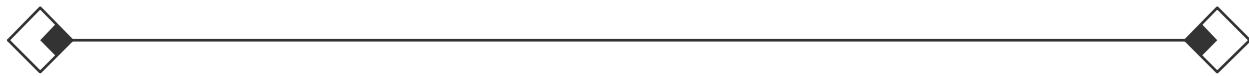
市は関係機関と連携・協力し、効果的に情報提供ができるよう、市内の団体に対し、計画や制度の説明ができる「いろは楽学塾」、あるいは、市の広報、パンフレット、ホームページ等の情報媒体を通じて、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する様々な情報提供の充実に努めます。

また、市民が市や関連機関の窓口、居宅介護支援事業者や各施設、居宅サービス提供事業者からの的確なサービス情報が提供されるよう、関係機関とのネットワーク化など体制づくりを進めます。

(2) 相談体制の充実

介護保険については、地域（民生委員・児童委員など）をはじめ、サービス事業者、地域包括支援センター等、関連機関の充実を図り、相談体制の充実に努めます。また、窓口の周知を図るとともに、迅速かつ適切に対応できるよう、関係者等への適切な指導・監督に努めます。

また、市民の保健福祉ニーズに対応するため、市の相談窓口の充実を図るとともに、関連機関等と連携して市民の相談に対応できるような体制づくりを進めます。



(3) 苦情処理機能の充実

介護保険事業で提供されるサービスの内容や事業者・施設等に関する苦情・相談については、最終的には県の国民健康保険団体連合会（国保連）が担当することになっています。

市でもこの苦情処理に応える体制を整え、国保連やサービス事業者とも連携しつつ、利用者へのサービスの質の向上に努めます。

(4) 個人情報の保護

地域ぐるみの市民福祉活動や地域の防災対策など福祉コミュニティを推進していくますが、個人情報保護法の理念を踏まえて、サービス利用者やその家族の人権及びプライバシーが十分守られるよう、個人情報データの管理に注意し、プライバシー保護に努めます。

また、サービス事業者が、「医療、介護関係事業者における、個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守り、個人情報保護に努めるよう指導します。